

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ ひとり一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策の目標	現状と課題
妊娠・出産期から乳幼児期までの支援を充実させるとともに、課題を抱える家庭への相談援助や個別支援を実施し、こどもの健全な成長と自立を地域で支える取組を推進します。	《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》 ◆ 妊娠期から乳幼児期まで、健康診査や相談支援を充実させ、孤立感や負担感の軽減、児童虐待予防に向けて、地域と連携した切れ目のない支援体制を構築する必要があります。
取組の方向性	
《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》 ◆ 妊娠・出産・育児に関する支援を充実させ、母子手帳交付時から切れ目のない支援を実施。地域と連携し、孤立を防ぎ安心して子育てできる環境づくりを進めます。 《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》 ◆ 児童虐待や子育て家庭の課題に対し、支援拠点の連携による早期対応と専門的支援を強化します。また、児童相談所の体制整備や里親制度の拡充、退所後の支援、奨学金制度などを通じて、社会的養護の充実を図ります。 《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ◆ 困難を抱える女性やこども・若者への支援を強化し、地域全体で見守り・支える仕組みづくりを進めます。また、団体の育成や居場所づくりを通じて、安心して暮らせる環境づくりを進めます。 《障害福祉サービスの充実と障害者の自立支援、社会参加の促進》 ◆ 障害者の在宅支援や療育体制の整備、医療的ケア児への支援体制強化を進めるとともに、就労支援やひきこもり支援の充実を図り、関係機関と連携した包括的な支援体制を構築し、自立と社会参加を促進します。	《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》 ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援により児童虐待の未然防止を図り、複雑化する課題に対しては専門的支援体制を強化する必要があります。また、児童相談所の機能充実、里親制度の普及、施設養護の支援体制整備を進めるとともに、代替養育児童の自立支援や措置解除後の継続的な相談支援に取り組む必要があります。 《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ◆ 困難を抱える女性への人権尊重と自立支援を強化するとともに、DVなど潜在化しやすい課題への迅速な対応が必要となっています。こども・若者の健全な成長と自立に向け、地域全体で見守り支える体制を構築し、多様な価値観に触れられる居場所づくりより一層重要となっています。 《障害福祉サービスの充実と障害者の自立支援、社会参加の促進》 ◆ 障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援や生活介護、グループホーム等の体制を整備し、子どもへの療育支援も強化する必要があります。また、就労支援やひきこもり支援を通じて社会参加を促進し、心のバリアフリーを含む共生社会の実現に向けた取組が必要となっています。

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
乳幼児健診の未受診者率(こども未来局調べ)	3.3% (R5年度)	3.0%以上 (R11年度)	1	児童福祉施設等の指導・監査
児童虐待対策に関して地域の関係機関の連携が進んでいる と思う人の割合(こども未来局調べ)	47.1% (R6年度)	54.0%以上 (R11年度)	2	母子保健指導・相談事業
ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合 (こども未来局調べ)	85.0% (R6年度)	87.0%以上 (R11年度)	3	児童虐待等防止対策事業
●●● (●●●局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	4	社会的養育推進事業
●●● (●●●局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	5	ひとり親家庭等の総合的支援事業
●●● (●●●局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	6	女性保護事業
			7	子ども・若者支援推進事業
			8	小児慢性特定疾病医療等給付事業
			9	災害遺児等援護事業
			10	療育・障害児等総合相談・生活支援事業
			11	障害者等総合相談・支援事業
			12	障害者社会参加・就労・移動支援事業
			13	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局総務部監査担当)	施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。

主なアウトプット

- ・監査実施計画に基づいた指導監査の実施率 R6年度:100%→R11年度:100%
- ・社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数(R6年度:5件)→R11年度:実績なので目標設定なし
- ・会計研修の開催回数(R6年度:5件)→R11年度:5件以上

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へ繋げるなど健やかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実し、親子が健やかに暮らせるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。

主なアウトプット

- ・産後ケアの利用延べ数率(R6年度:5,554件→R11年度: 6,225件)
- ・プレコンサポーターの養成と相談窓口の整備(R8年度以降)
- ・妊婦健康診査の助成件数(R6年度:135,911件→R11年度:114,875)・産婦健康診査の助成件数(R6年度13,933件)
- ・乳児家庭全戸訪問事業の実施率(R6年度:99%)(母子保健指導・相談事業)
- ・乳幼児健康診査の受診者数(R6年度:52,638人)(妊婦・乳幼児健康診査事業) ※成果指標
- ・乳幼児健診の平均受診率(R6年度:97.4%→R11年度:97%以上)(妊婦・乳幼児健康診査事業) ※成果指標
- ・あなたはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか(妊婦・乳幼児健康診査事業) ※成果指標
- ・思春期の心と身体健康教育の参加人数(R6年度:8,964人→R11年度15,000人)(母子保健指導・相談事業) ※成果指標
- ・両親学級の参加人数(R6年度:6,396人→R11年度8,000人)(母子保健指導・相談事業) ※成果指標
- ・養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施件数(R6年度:2,868人)(母子保健指導・相談事業) ※成果指標
- ・産後ケア事業の利用人数(R6年度:5,558人→R11年度6,255件)(母子保健指導・相談事業) ※成果指標
- ・産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者数(R6年度:4,768人)(母子保健指導・相談事業) ※成果指標

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へ繋げるなどすこやかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実し、親子がすこやかに暮らせるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。
主なアウトプット		

- ・新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施(毎年度)
- ・プレコンサポーターの養成と相談窓口の整備(R8年度以降)
- ・妊婦健康診査事業における助成延べ件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
- ・妊婦健康診査事業における要指導者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・産婦健康診査事業における健診受診者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・産婦健康診査事業におけるEPDS9点以上の産婦の割合(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・乳幼児健康診査等事業における受診率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・乳幼児健診未受診者支援における未受診者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・乳幼児健診未受診者支援における支援状況(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・先天性代謝異常等検査事業における受診件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
- ・先天性代謝異常等検査事業における陽性率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・新生児聴覚検査事業における受験率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・新生児聴覚検査事業における陽性率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・3歳児健康診査事業における視聴覚検査の受験率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・3歳児健康診査事業における視聴覚検査の精密検査者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・小児慢性特定疾病医療費給付事業における年齢別受給者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・養育医療の給付事業における低出生体重児の割合(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
- ・養育医療の給付事業における受給者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
- ・不妊症検査費用助成事業における利用件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
- ・健全母性育成事業における実施校数(R6年度:●●校→R11年度:●●校)
- ・健全母性育成事業における受講者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)

**アウトプット・指標は
整理・統合予定**

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へ繋げるなどすこやかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実し、親子がすこやかに暮らせるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。
主なアウトプット		

妊娠出産SOS事業における相談件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 不妊・不育専門相談事業における相談件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 母子健康手帳の交付における妊娠届出数＝面談者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
 母子健康手帳の交付における妊婦の喫煙率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
 母子健康手帳の交付におけるパートナーの喫煙率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
 妊婦等包括相談支援事業における面接件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 流産・死産された方の支援における対象者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
 両親学級事業における受講者数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
 両親学級事業におけるパートナーの出席率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
 妊産婦等保健相談事業における相談件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業における利用延べ数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
 産後ケア事業における利用延べ数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)
 乳児家庭全戸訪問事業における家庭訪問数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 乳児家庭全戸訪問事業における実施率(R6年度:●●%→R11年度:●●%)
 養育支援訪問における訪問件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 母子訪問指導事業における訪問件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 母子保健指導事業における面接指導件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 発達相談支援事業における相談件数(R6年度:●●件→R11年度:●●件)
 乳幼児虐待予防事業における利用延べ数(R6年度:●●人→R11年度:●●人)

**アウトプット・指標は
整理・統合予定**

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

本事務事業で実施する地域子ども・子育て支援事業

[illegible]

トピック ～プレコンセプションケアの推進とライフデザイン支援～

●プレコンセプションケアとは

「プレコンセプションケア」とは、妊娠前からの健康管理を意味する言葉です。性別を問わず、思春期から成人期にかけて、将来の妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や健康を考え、適切な知識を身につけて健康管理を行うことが目的です。このケアは、妊娠を希望する方だけでなく、すべての世代の方々にとって重要な取り組みとされています。

●背景と目的

若年女性の「やせ」の傾向(20～30代女性の約20%)、高齢出産や基礎疾患による妊娠リスクの増加、予期せぬ妊娠による妊産婦の自殺や児童虐待の懸念、若い世代の性や妊娠に関する知識不足や相談先の認知不足等の課題に対応するため、こども家庭庁は2025年5月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」を策定しました。

●こども家庭庁が示す主な取り組み

1. 性や健康に関する正しい知識の普及

⇒SNS等を活用した情報発信、講演会やセミナーの開催支援、「プレコンサポーター」(支援人材)の育成

2. 一般的な相談支援体制の充実

⇒地域における相談窓口の整備と認知度向上と利便性に配慮した運営体制の構築

3. 専門的な相談支援体制の強化

⇒医療機関等における専門相談体制の整備、医療者向け相談対応マニュアルの作成・周知

●ライフデザイン支援とプレコンセプションケア

プレコンセプションケアは、単なる医療支援ではなく、人生設計(ライフデザイン)を支える社会的支援でもあります。結婚や出産を含めた将来の選択肢を広げる働き方やキャリア形成と両立できる環境づくり健康管理を通じた経済的・精神的な安定の促進このように、個人の生き方を尊重しながら、社会全体で支える仕組みとして位置づけられています。

本市でも、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち健康管理ができるよう、広く正しい知識の普及啓発を関係機関等と進めていき、一般相談や専門的合相談の窓口を充実させる等のプレコンセプションケアの取組を推進していきます。

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	児童虐待防止等総合対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	支援が必要な子育て家庭の早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、こども家庭相談における支援体制強化を図ります。また、児童虐待に的確に対応し専門性を活かした相談援助を行うため、必要な体制を確保するとともに、家庭環境に課題を抱える児童の一時保護や適切な措置等を行います。

主なアウトプット

- ・児童虐待防止普及啓発活動の実施数 (R6年度38回→R11年度:40回)
- ・児童育成支援拠点事業の開始(R8年度)
- ・親子関係形成支援事業の開始(R9年度以降)
- ・各区要保護児童対策地域協議会(個別ケース検討会議)の実施回数(R6年度:965回→R11度:1,000回以上)
- ・地域でこどもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合(R5年度:47.1%) ※成果指標

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	家庭での養育が困難であり、社会的養護を必要とする児童に対して、里親及び児童養護施設等の生活環境を確保し、日々の養育の質の向上や、自立支援に向けた取組を進めます。

主なアウトプット

- ・里親登録数(R5年度:215家庭→R11年度:320家庭)
- ・里親支援センターの設置(R〇年度)
- ・自立援助ホームの定員数(R6年度:12人→R11年度:〇〇人)
- ・地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアユニットの定員数(R6年度:〇〇人→R11年度:〇〇人)
- ・里親養育技術向上のための研修会の開催回数(R6年度:12回→R11年度:15回)(里親制度推進事業)
- ・ふるさと里親登録数(R6年度:79世帯→R11年度:84家庭)(里親制度推進事業) ※成果指標

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

社会的養育推進計画(P●～P●)について

本事務事業においては、国通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6年3月12日子支課第125号こども家庭庁支援局長)」を踏まえて策定する「川崎市社会的養育推進計画(P●～P●)」により、他の事務事業と併せて、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を推進します。

同計画では、「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」、「代替養育を必要とする児童への支援の充実」及び「本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進」を基本的な考え方として施策を展開することとしています。

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	ひとり親家庭等の総合的支援事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	ひとり親家庭に対して生活基盤の安定に向けた経済的支援、養育費確保、子育て・生活支援を実施し、就業支援による長期的な経済的自立を支援します。また、実用的な情報を発信するとともに、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供し、離婚後の親子の心身・生活の安定を図ります。

主なアウトプット

- ・ひとり親家庭が各種支援の利用後に就労の継続や就職につながった割合(R6年度: 85.0 %→R11年度: 87.0 %)
- ・離婚前後に必要な情報を提供する講座の受講者数(R6年度69名: →R11年度:120名)
- ・児童扶養手当受給世帯数(R6年度:5,071世帯)
- ・ひとり親家庭等医療費助成の対象者数(R6年度:11,750人)
- ・高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合(R6年度:85%)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

ひとり親家庭等の自立の促進

(1)現状と課題

令和7(2025)年度に実施した「川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査」においては、経済的な困りごとがあったとの回答が約70%あり、物価高の影響やこどもの学校や進学に関する費用が負担となっている傾向が見られました。また、約74%が離婚時において養育費等の取り決めをしているものの、そのうち公正証書等の公的文書で取り決めたのは約56%であり、受け取り状況について、離婚された家庭の約半数は養育費を受け取れていない状況にあり、多くの方が離婚前に「あればよかった」と思う機会として、取り決めておくべきこと等を知る機会を挙げています。さらに、約90%のひとり親等が就労しているものの、そのうち約半数が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮やさまざまな生活課題を抱えていることが多い状況にあります。

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、相談体制等の充実を図り、さまざまな支援機関につなぐことができるしくみづくりが必要です。

(2)基本的な方向性

ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

(3)計画期間における方向性(各施策の基本目標)

ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況やこどもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な方に支援が届くよう、専門職等が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策に的確につなげるなど相談支援体制等を強化していきます。

経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を行うとともに、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施し、経済的な自立の促進につなげます。

子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による支援の実施のほか、ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援及び模試受験料補助を行うことに加え、新たに大学受験料の補助について検討します。また、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。

養育費確保支援については、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供するとともに、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図るとともに、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等の助成を行います。

就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する講座や相談支援の実施、自立支援プログラムの策定を行うとともに、資格取得を目指す際に利用できる給付金事業等を実施し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を強化します。

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	女性支援推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。

主なアウトプット

- ・女性相談の件数(R6年度:2,506件)
- ・DV相談支援センターの相談件数(R6年度:841件)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局総務部企画課)	こどもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的なこども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、こども・若者を見守り、支える取組を支援します。

主なアウトプット

- ・ひきこもり等児童福祉対策における個別支援活動の参加人数(R6年度:185人)
 - ・ひきこもり等児童福祉対策における集団支援活動の参加人数(R6年度:156人)
- 【未回答】

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
主なアウトプット		
・小児慢性特定疾病の助成対象者数(R6年度:1,390人)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	災害遺児等援護事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
・災害遺児等福祉手当支給延件数(R6年度:621件)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	療育・障害児等総合相談・生活支援事業 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)	障害児及びその疑いのある児童、発達に心配のある児童の相談体制の整備と、専門的な相談支援・療育を実施します。 地域の関係機関に対し、専門的助言及び情報提供などの支援力向上に向けた取組を実施します。

主なアウトプット

- ・地域療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの期間(毎年度:30営業日以内)
- 地域療育センター及び子ども発達・相談センターの訪問による関係機関等支援の実施回数(R6年度●回→R11年度●回)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	障害者等総合相談・支援事業 (健康福祉局障害保健福祉部精神保健課)	障害者等からの相談に応じ、情報の提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、区役所や地域の関係機関と連携することにより、障害者等の相談支援体制の充実を図ります。また、計画相談の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク作りに取り組みます。

主なアウトプット

- ・区役所における精神保健福祉相談の利用者数(3,000人)
- ・ひきこもり支援ネットワーク会議の会議開催回数(2回)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
12	障害者社会参加・就労・移動支援事業 (健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)	障害者の状態像や個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。

主なアウトプット

・就労移行支援事業所等の支援力の向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催回数(毎年度3回)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
13	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業 (健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備等を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営指導・集団指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。

主なアウトプット

・障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(指定の有効期間内に1回以上))

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ ひとり一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

施策の目標

日常生活に様々な課題を抱える困窮家庭や困難を抱えるこども・若者に対し、社会的自立と社会参加を促すため、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

取組の方向性

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

現状と課題

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯等のこどもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内12か所、中学生に対しては市内14か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等のこどもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。

- ◆ 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的経済的に自立できるよう、「だいJOBセンター」において、就労・生活支援を行いました。生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合は、「だいJOBセンター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	2	再犯防止等推進事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	3	生活保護事業
			4	生活保護自立支援対策事業
			5	生活困窮者等自立支援対策事業
			6	雇用労働対策・就業支援事業

総合計画から必要な指標を
転記

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課)	自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。

主なアウトプット

・ゲートキーパー講座開催回数(6回)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	再犯防止等推進事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。

主なアウトプット

- ・保護司会等、更生保護関係団体への支援の実施(毎年度)
- ・社会を明るくする運動の実施(毎年度)
- ・再犯防止推進計画に基づく取組の推進(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	生活保護事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護が必要な人に、適切な制度の周知等を通じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給者に対し、各種年金の受給支援を行うとともに、後発医薬品使用促進の取組等により、生活保護の適正な実施に取り組みます。
主なアウトプット		
・生活保護受給世帯数(R6年度:22,881世帯) ・後発医薬品使用促進割合(R6年度:93.4%→R11年度:95%以上) ・年金専門員支援実績(R6年度:390,063千円→ R11年度:390,063千円以上)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護が必要な人に、適切な制度の周知等を通じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給者に対し、各種年金の受給支援を行うとともに、後発医薬品使用促進の取組等により、生活保護の適正な実施に取り組みます。
主なアウトプット		
・就労支援事業等参加者数(R6:1,502人→R11:1,370人) ・学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率(R6:100%→R11:100%)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	生活困窮者等自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、仕事・住まい・家計等生活全般についての相談・支援を行います。

主なアウトプット

- ・だいJOBセンターへの新規相談者数(R6:1,454人→R11:1,500人)
- ・だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合(R6:94.0%→R11:90.0%)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局労働雇用部)	多様な人材の活躍を推進するため、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援を実施するとともに、求人の紹介やマッチングイベント等を通じた企業の人材確保支援を併せて実施します。

主なアウトプット

- ・年間を通じたマッチングイベントの実施:10回程度/年(毎年度)

トピック ～かわさき子育てアプリ～

～ちょっとしたストレスを減らして、子育てをもっと楽しく～

川崎市での妊娠、出産、育児までをフルサポートする「かわさき子育てアプリ」が、令和8年1月にリニューアルし、地域の子育て情報を簡単に検索したり、妊娠届や妊婦支援給付金、小児医療費助成などの手続きやイベントの申し込みなどがアプリからオンラインで行えるようになりました。

アプリの活用で、面倒な手続きに要していた時間が節約できて、ちょっとしたストレスが軽減し、子育てがもっと楽しくなる。川崎で出産・子育てするすべての人に使っていただけるアプリをめざしています。ぜひ、ダウンロードしてみてくださいね。

かわさき子育てアプリの主な機能

- 川崎の子育て情報をプッシュ機能でお届け
 - ・お住まいや年齢などの状況に合わせて、地域の子育て情報が届く
 - ・アプリ内のポータル画面から、欲しい情報をカンタン検索
- 申請・届出機能
 - ・子育てに関わる手続きをアプリからいつでも申請
- イベント・講座の予約申し込み
 - ・区役所や子育て支援機関の子育てイベント・講座をアプリでカンタン申し込み
- 電子母子手帳機能
 - ・乳幼児健診の問診票の提出、健診結果が閲覧できる
 - ・予防接種のスケジュールを自動作成。受け忘れ防止のお知らせが届く



＼かわさき子育てアプリで検索！／

かわさき子育てアプリ 検索



かわさき子育て応援パッケージ ～妊娠・出産から子育てまでトータルに・切れ目なく～

「今も、この先も」安心して子育てができるまちづくりを目指して、ライフステージごとの主な支援をパッケージとしてまとめました。



未来の子育て世代を応援
●プレコンセプションケア 新規 妊娠前からのヘルスケアとライフプランニングを応援、相談窓口も整備。
●ライフデザインセミナー 拡充 あああああああああああああああああああああああああああああああ
赤ちゃん迎えるママパパを応援
●かわさき子育てアプリ 拡充 地域の子育て情報の検索、手当てなど各種申請がアプリからカンタンに。
●妊婦健診に係る支援・補助 基本検査14回分・13.5万円を助成。
●伴走型支援と妊婦のための支援給付 妊娠・出産後に現金5万円ずつと、きめこまかな相談支援。
●歯っぴーファミリー健診・両親学級・父子手帳 妊婦とパートナーの方向け。歯科健診は500円/1人。
●出産育児一時金 健康保険から50万円の一時金。
産前・産後の不安や負担を軽減
●産後ケア(宿泊型／日帰り型／訪問型) 授乳や育児の不安や悩みに。ランチ付きの日帰りロング型は減免利用で5,000円/1日。
●産前産後家庭支援ヘルパー 休養時、体調不良時の育児・家事支援に、産後6か月まで、延べ20回使える。
●産婦検診 産後2週間と1か月に実施。1回あたり5,000円まで助成。

●小児医療費助成 高校3年生まで無料 (R8.9から)	●児童手当 3歳まで 1.5万円/月、3歳から高校3年生まで 1万円/月※第3子以降は3万円/月
すこやかな育ちを応援	
●赤ちゃん訪問 生後間もない赤ちゃんのいる家庭を保健師や地域の訪問員等が訪問。	
●乳幼児健康診査(1か月～5歳) 1か月、3～4か月、7か月、1歳6か月、3歳、5歳で健診を実施。病気の早期発見や発育・発達の確認、子育て相談も。	
●予防接種 予防接種法に基づく定期予防接種は無料。任意予防接種は一部助成。かわさき子育てアプリで接種スケジュールが管理できる。	
●新生児聴覚検査 出産した医療機関で生後60日まで受けられる検査。一部助成あり。	
●視聴覚検診 3歳児健診で実施します。目の検査は屈折検査機を用いて、異常を早期に発見。	
●食と健康教室 離乳食・幼児食の進め方や家族の食生活についての講座。	
●スマイル歯みがき教室(乳幼児) 就学前の親子を対象に、歯科衛生士による歯磨き実習、歯のお手入れ、むし歯予防の相談を行う。	
こどもの学びや体験を応援	
●わくわくプラザ事業 すべての小学生を対象に学校施設を活用して無料で実施。ランチサービスで夏休みも安心。	
●みんなの校庭プロジェクト コンセプトは“公園のように自由に遊ぶ”。全校で実施。	
●地域の寺子屋 地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポート。放課後週1回の学習支援、土曜日等月1回の体験活動を実施。	
●こども文化センター あああああああああああああああああああああああああああああああ	
●放課後等のこどもの居場所づくり あああああああああああああああああああああああああああああああ	
●学校給食費の無償化 あああああああああああああああああああ(国制度・R●年度から)	
●高校生への修学支援 高校授業料への修学支援金の所得制限が撤廃、45万7千円を上限に支給(国制度・R8年度から)	

子育ての困ったをサポート・安心な保育を応援	
●保育・子育て総合支援センター	●ふれあい子育てサポート
預ける・遊べる・相談できるトータルサポートと地域の子育て支援機関のコーディネートも。7区への整備を推進。	ヘルパー会員と利用会員の互助で地域の子育てを支える。利用は4か月から小学校6年生まで。一時預かりや保育園への送迎をお願いできる。
●地域子育て支援センター(地域子育て相談機関)	●ショートステイ(子育て短期利用事業)
市内54か所に設置。子育て世帯の頼れるかかりつけ相談機関。プレパパ・プレママも相談できる。	保護者の病気や出産、育児疲れ、冠婚葬祭などで一時的に育児が困難な場合に7日以内で、満12歳までのこどもを預かる。
●一時保育	●病児・病後児保育
アプリから空き確認・予約ができるようになり、さらに使いやすく。	小学校3年生まで利用できる。市内7か所の保育施設で実施。
●乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	●医療的ケア児の保育 拡充
就労に関わらず利用できる。市内約50か所の保育施設で実施。6か月から満3歳まで利用可能。	公立保育所における医療的ケアの対応を拡充。市内4か所のセンター園で血糖測定、インスリンペン型注入器での注射、酸素管理の対応を開始。
●保育所・待機児童ゼロの推進	●保育所等手ぶらで保育スタートアップ支援
区役所におけるき入所相談やコーディネートなど、きめ細やかな利用者支援で引き続き待機児童ゼロを目指す。保育料は第2子は半額、第3子以降無料。	紙おむつのサブスク導入や連絡帳のスマホへの移行など、保護者と保育士の負担軽減につながる各園の取組を支援。

地域の力とまちづくりで「子育てが楽しい」を応援

- ◆ 地域子ども・子育て活動支援助成事業
こども食堂や学習支援など、地域の子育て支援活動を応援。
- ◆ 川崎市子ども若者応援基金
挑戦の後押しや機会格差の解消、こどもの育ちを地域で支える取組に活用。
- ◆ こどもの遊び場の充実
ああああああああああああああああああああああああああああああ
- ◆ 魅力的な公園緑地の確保
ああああああああああああああああああああああああああああああ
- ◆ 子育て世帯の定住・住み替えの促進
ああああああああああああああああああああああああああああああ